

平成 24 年 8 月 30 日
原子力安全対策課
(2 4 - 2 4)
<10 時資料配付>

高浜発電所 3 号機の新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

高浜発電所 3 号機（加圧水型軽水炉；定格電気出力 87.0 万 k W）は、新燃料集合体 3 6 体を米国アレバ N P 社より輸入し、本日、同発電所へ受け入れた。

1. 輸送年月日

平成 24 年 8 月 29 日 7 時 40 分 東京港（東京都） 発

平成 24 年 8 月 30 日 6 時 55 分 高浜発電所 着

2. 輸送数量等

新燃料集合体 3 6 体

輸 送 容 器 1 8 個

3. 輸送物の種類

A 型核分裂性輸送物

4. 輸送方法

陸上輸送

問い合わせ先（担当：藤内） 内線2357・直通0776(20)0314
--

「輸送における安全性について」

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型 式 ; M F C - 1 型 . . . 1 8 個

形 状 ; 円筒形

寸 法 ; 全長約 5 m、外径約 1 m

重 量 ; 約 4 . 2 トン（輸送容器だけで約 2 . 8 トン）

材 質 ; 鋼鉄製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、独立行政法人原子力安全基盤機構により確認されたものである。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 59 条に基づき
国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、
以下のとおりである。

①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下
表面から 1 m 離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

②表面密度限度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル／cm^2 以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル／cm^2 以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

②特別の試験条件

9 m 落下試験、棒上の 1 m 落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防
止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。